

## 『小学校・図画工作を指導している教師の意識と実態』 — 山形県・教員免許状更新講習から —

降 旗 孝

地域教育文化学部 文化創造学科

(平成22年10月1日受理)

### 要 旨

本研究は、現在小学校において図画工作科を担当している教師たちには、図画工作科の教育や指導に対していかなる意識を抱きどのような実態があるのか、最終的には、小学校教師の意識と実態から我が国の図画工作教育においていかなる問題点と課題が存在するのか、平成21年度と22年度に実施した山形県の教員免許状更新講習の実際とその考察から探求する。小学校の図画工作教育は、一般的には小学校の全科教員免許を有する学級担任の教師が、担当するクラスの児童に算数・国語・理科・社会など多くの教科の一つとして図画工作を教えているという現状がある。そこには、中学校・高等学校の美術科を担当する専科免許を有する教師との大きな相違がある。

今回免許更新講習を受講された小学校教師の実態としては、教職年数に比例して研究授業の経験数が増えているが、当の図画工作科の研究授業の実施経験は限りなく少なく、参観経験さえも多くないという現状が明らかになった。さらに、教職経験豊富なベテランでも図画工作やその指導に対して苦手意識を抱いている教師は少なくないこと。そして、それらの教師は、図画工作に対して固有のイメージや教育観を抱いていること。それは、無意識な内に教師と同じ苦手意識をクラスの児童たちにも植え付けてしまう可能性があるだけに、小学校における図画工作教育の大きな問題点と課題と考える。

キーワード：図画工作教育、教員免許状更新講習、教員免許更新制、教員研修、造形美術教育

### 1 はじめに

小学校の学校現場で、図画工作を担当されている教師には、図画工作教育に対してどのような意識を抱き、現実的にはどのような実態があるのだろうか。その結果から、現在の小学校図画工作教育において存在している問題点や課題について考察したい。

今回は、平成21年度から本実施され本年度までにおいて著者が担当した4回の小学校教員を対象にした教員免許状更新講習の実施とその考察から検証する。

小学校の図画工作教育については、中学校・高等学校の美術教育とは、同じ表現教科でありながら大きな相違がある。それは、中学校・高等学校の美術は、基本的に高度な専門教育を受けてきた教科専門の教員が担当していることであり、小学校の図画工作は、小学

校全科の教員免許状を有する教員が、担当するクラスの児童に、算数・国語・理科・社会など他の多くの教科と同様に図画工作科をも教えているという大きな相違が存在する。

特殊な例として、東京都のように中高の美術教員免許状を有する図工の専科教員を設置している一部の地域もあるが、それは一部であり、一般的な公立の小学校では、学級担任が図画工作を含めた多くの教科を教えており、図画工作はその中の一つの教科でしかないのである。本論では、現在の図画工作教育を質的に向上させることを目的に、図画工作科教育の課題と問題点について追求してみたい。

既に、学校現場において図画工作教育に関っている教師のための研修という視点では、初任者研修を始め10年目研修、教育センター等で企画・運営している各種の教員研修等の機会が存在している。そこでの研修経験も図画工作教育の質的向上に少なからず貢献していることは否定しない。

しかしながら、その教育研修の機会だけで、我が国の図画工作科教育は問題や課題もなく、十分機能していると言えるのであろうか。既存の研修システムは、十分その機能と役割を果たしているのであろうか。

山形県には、造形美術教育連盟の組織が存在しており、幼稚園・保育園から小学校・中学校及び高等学校の美術教師・特別支援学校・そして、大学までの造形美術教育に関する保育士や教師等が所属している。著者自身も造形美術教育連盟の大学部会に所属し研究部長を務めており、現在は理事の一人となっている。そこに所属している小学校教員は基本的に学校の図工主任であり、各地区の造形部会の主要部員でもある。ある意味、図画工作に対して好意的なイメージを抱き得意意識を持つ教師も少なくない。

今回免許更新講習を受講された教師たちは、県造形教育連盟に所属する教師たちとは質的に異なるごく一般的な教師である。中には、後述するように図画工作や図画工作科の指導に対して苦手意識を抱いているような県造連の教師とは相反する教師も受講されていたのである。そのため今回の免許更新講習の機会は、ごく普通の一般的な現状、つまり小学校・図画工作教育の実態を把握できる貴重な機会となった。その考察から改めて、小学校・図画工作教育の問題点と課題が存在することを確認することができたのである。

## 2 更新講習の法的基盤である教員免許更新制について

教員免許状更新講習の法的基盤となる教員免許更新制については、1983年に自民党文教制度調査会による「教員の養成、免許等に関する提言」が始まりであるとされている。同提言において、教員免許状に有効期限を付し、更新のための研修を義務付けるための検討が求められてきた。

そして、教員免許更新制が本格的に具体化したのは、2000年頃からの学力低下論争や教員の質の問題（マスメディアによる報道等が活発化）などを受け、以前から教育に関心のあった安倍晋三元首相が政権に就いた後、『教育再生会議』の中で教員免許更新制が提言されてからである。

2007年（平成19年）6月27日に公布された「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律」（平成19年法律第96号）によって、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）を改正施行することによって、2009年4月からの教員免許更新制の導入が決定し

た。そして、平成21年度から免許更新講習が本実施されたのである。その後、平成22年度においても継続して実施されてきている。

「講習内容がいわば教師としての的確性の再確認と社会状況の変化に対応して時々で求められる教師としての必要な資質能力の刷新のために要請される内容であるとされることによって、生涯にわたり教師の資質能力を公的に保証しようとするものである。」<sup>1</sup>

以上のように、果たしてこの制度が教師の資質を公的に保証するものになるのか、又当の教員免許状更新講習のあり方や実態についても、当時から各種マスコミにおいても様々に取り上げられ論じられてきた。

導入が決定した後、衆知のように自由民主党から民主党への政権交代によって、民主党のマニフェストによって、免許更新制の見直しと共に、一時は免許更新制そのものの廃止も視野に入れられてきた。しかしながら、現在では、教員養成制度や教員研修の見直しも含めて検討することで現在に至っている。

教員免許更新制の設立の経緯はともかく、少なくとも現在の学校教育現場の教育を実施的により良くするためには、教員免許更新制と共に教員免許状更新講習は具体的にどうあるべきなのか、その考察・検証を含めて実施されるべきであろう。

### 3 本年度の教員免許状更新講習の認定について

教員免許状更新講習の具体的な実施については、各都道府県毎にそれぞれの対応がなされている。一般的には、各都道府県に存在する大学や教育委員会等が免許更新講習を申請している。その申請に対して文部科学省より受理され、認定を受けた大学や教育委員会等が免許状更新講習を実施しているのである。

平成22年8月の時点では、第8回の認定までで認定大学等は全国で395に至り、講習の必修領域では238大学等で586講習が認定された。選択領域では386大学等で5442講習が認定されたのである。

必修領域では、「教職についての省察ならびに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」とされ、選択領域では、「教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項」とされている。本論で考察の対象にした図画工作科教育に関わる講習は、選択領域の教科指導の部分に相当することになる。

本山形大学では、各学部には免許更新講習の担当時間数割り当てられた。著者が所属する地域教育文化学部では、小学校の開設時間144時間、中学・高等学校の各教科開設時間162時間、特別支援学校の12時間、さらに心理と教職の解説時間36時間が割り当てられた。

さらに学部内においては、担当開設時間数が各コースに割り当てられコース毎に対応を迫られた。ある教科では、コースに所属する大学教員全員で分担して、小・中・高の全ての学校種を対象にして割り振られた時間数を消化した所もあった。

当の『図画工作・美術』の教科については、県内には私立の美大系の大学として東北芸術工科大学があり、中学校や高等学校の美術教員については、平成21年度からそこで担当することになった。結果的には、地域教育文化学部の造形芸術コースでは、小学校教員のみを対象とすることになったのである。

平成20年度において、予備講習を担当された先生からは、小学校から高等学校までの学

校種の異なる教員が同一講義に受講することの難しさを訴えていたが、平成21年度からの本講習からそれが避けられた。結果的には、同一学校種ということで共通の立場で受講するというリラックスした講習環境を維持することができた。さらに、同じ視点で考察することができる大きなメリットとして上げられる。

さらに、専門でないごく一般の小学校教員を講習対象にしたことで、今まで造形美術部会の研修会等では気付かず見えなかった問題点や課題があらためて明らかになったともいえる。今回のように半ば強制的な機会を設定しない限り、普段図画工作を担当している教師の意識や実態を知ることができなかつたと考える。これは、造形美術教育に関する学会等においても見過ごされてきた部分ではなかろうか。

小学校の教員を対象にした図画工作に関連する免許更新講習については、例えば東北地域では、弘前大学の\*「木工の基本」小学校教諭向き、岩手県教育委員会の「小学校教科1」及び「小学校教科2」、宮城教育大の\*「美術教育講座」小学校教諭向き、「素描の基礎」小・中・高校美術教諭向き、「彫刻実技」小・中・高校・特別支援教諭向き、秋田大学の「美術教育における題材体験（平面）」幼・小・中・高校・特別支援教諭向き、「美術教育における鑑賞学習」幼・小・中・高校・特別支援教諭向き、秋田県教育委員会の『感性』を呼び起こす図画工作・美術科の授業」小・中・高校教諭向き、福島大学の\*「小学校における造形教育の意義と実践の展開」小学校教諭向きであった。<sup>2</sup>

山形大学で筆者が実施した「本当の図画工作の授業とは？ 苦手をつくらない教育」の2講習を合わせると合計13講習が認定されたのである。その中では、純粹に小学校教諭だけを対象にして、その中で図画工作に関する講習（\*付きのもの）は、弘前大学と宮城教育大と福島大学と山形大学の4大学の5講習であった。

#### 4 著者が担当した教員免許状更新講習の実際

本学地域教育文化学部の造形芸術コースには、小学校教員対象の12時間分が割り当てられ、教科教育の専門である著者が単独で担当することになった。1単位ユニットは6時間で、1講習を12時間に設定することも可能であったが、受講する教師の負担等を考慮し、6時間の講習を2講習、合計で12時間を担当することになった。

対象となる受講学校種については、小学校から中学校、高等学校、特別支援学校にまで広範囲に及ぶ。更新講習の中には、前述のように必修領域を始め全ての学校種を対象にしたものもあるが、結果的には、小学校教員のみを対象にすることで、小学校図画工作教育に絞った講習内容にすることができた。

それは、少人数ということもあり、異なる学校種の集まりの例の独特の雰囲気もなく、同じ共通の職場環境、つまり同じ土俵にいる同士というある意味での一体感のようなものがあり、その点で良かったと考える。もし、他の学校種が一緒であれば、逆にそれを生かし活用した講習展開にしたであろう。例えば、小学校の先生方は、基本的に図工いわゆる表現教科の指導について専門性が弱い。そこで、小学校の先生方から表現教科としての指導等について様々な質問を出していただき、それを中学や高校の美術・芸術専門の先生方に答えてもらうという研修形態である。学校種を超えた質疑応答と交流の機会が相互に理解し合える貴重な経験の場にできると考える。そこには、免許更新講習の新たな可能性も

あると思える。

設定する受講可能人数については、講義形式であれば、100人以上と言うこともありえるが、実技の演習内容も取り入れることと演習教室の広さ等を鑑み25名の講習定員を設定した。実際に実施してみると、設定した25名程度の講習規模は、受講者同士のコミュニケーションもはかることができ、大学での多人数講義にありがちな集団の中に個が埋没してしまう受講者もなく、個々の発言する機会も持てたので適切な人数設定であったと考えている。平成22年の免許更新講習もそれを踏襲することとなった。

講習内容は、以下のように講義内容を考え公表した。

平成21年度教員免許状更新講習 選択領域 2 講習 担当：降旗

・講習名称：『小学校 図画工作教育について』

・講習概要：「小学校における図画工作科の教育について実践的に研修する。児童及び教師自身の図画工作に対する苦手意識をどのように払拭させるのか。図画工作教育の抱えている問題点や課題について考察する。また、具体的な図工の授業ビデオを活用したり、簡単な題材研究を通して実践的に研修する。最終的には、図画工作科教育における重要な要件である教師と児童とのかかわりについて考察し研修する。」

平成21年度の更新講習では、講習名称例の参照に従い上記のような「小学校 図画工作教育について」というごく一般的な名称で開講し実施したが、後に他の都道府県における講習では名称にも工夫が凝らされている事例を知り、講習内容そのものは平成21年度と基本的に変わらないが、以下のように、ごく一般の教師が受講し易く受講意欲が沸くような魅力的な講習名称に工夫してみた。

平成22年度教員免許状更新講習 選択領域 2 講習 担当：降旗

・講習名称：『本当の図画工作の授業とは？ — 苦手をつくらない教育 —』

・講習概要：「小学校における図画工作科のあるべき授業のあり方について実践的に講習いたします。特に、図工や図工の指導について苦手意識や不得意感を抱いている先生方や日々の図工の授業について悩みや不安をお持ちの先生に、是非とも参加していただきたいと考えます。本講座は、単なる講義形式ではなく実際に簡単な題材に取り組んだり、また実際の図画工作の授業ビデオを活用しながら具体的な授業場面を想定して題材の提案の仕方や児童への指導・支援のあり方・評価の仕方など、実践的な教員研修のための講習を目指していきます。」

結果的には、この講習名称と内容が功を奏したのか、受講受け初日の早い段階で定員数に達成した。そのため、本年度に講習対象となっていた県の造形教育連盟に所属する附属小の教師が、この講習を申し込みできない結果となってしまったほどである。

受講者の事前アンケートの本講習を希望した理由を見ると、公開されていた「講習内容の通り図工指導に苦手意識あるから」とか、「副題の苦手をつくらない教育に興味があったから」などと公開した講習概要が、先生方の受講希望の大きな動機付けになったこともわかった。

おそらく、このような図画工作に苦手意識を抱いている教師の参加を意図的に促す働きをしなければ、今回受講されたような教師達は、図画工作に関連する講習には参加しな

かったとも考えられる。しかしながら、もっと深いレベルで図工への苦手意識を抱いている教師の存在や図工に関して全く無関心な教師の存在も否定できずに推測できるだけに、今後留意しておくべき事柄であろう。

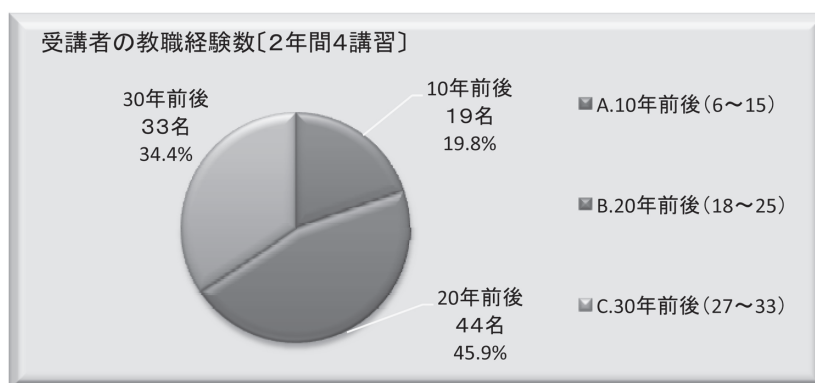
## 5 著者が担当した講習を受講された教師の教職歴

前述の講習の概要がネット上に公開され、それを見て受講の申し込みをして実際に参加された教員の教職歴については、以下の表とグラフの通りである。申し込み時点では、早い段階で定員の25名に達していたが、当日は数名の欠席があった。平成21年度は3名の欠席、平成22年度は1名の欠席があり、2年間4回の講習においては、全部で100名の受講希望があったが、実際に受講された教師は、合計96名であった。

教職歴が6年から15年の教師が19名、18年から25年の教師が44名で一番多く、27年から33年の教師が33名で二番目に多かった。

【平成21年度・22年度の教員免許状更新講習 4講習の受講状況】

教職経験年数	実際の受講者の教職歴	対象者数	全体比率
10年前後	(6年～15年)	19名	19.8%
20年前後	(18年～25年)	44名	45.9%
30年前後	(27年～33年)	33名	34.4%



## 6 本講習を希望した理由と講習に求めていたものー H22年事前アンケートから ー

更新講習では、受講に際して事前アンケートを実施している。本実施最初の平成21年度には、その事前アンケートに記入することは任意であったので、受講者の全ての意識を把握することはできなかった。そこで平成22年度は、受講申し込みの段階で、なるべく事前アンケートに応えた上で受講して欲しい旨を記述した。結果的には、受講希望者は2講習で50名の全員の事前アンケート結果を回収することができた。

この事前アンケート結果から、小学校の学校現場の教師達がこの講習を希望した理由と共に、この講習に何を求めているのかが明らかになった。このことは、小学校教師が普段

の学校現場で問題視し課題に感じていることを間接的に理解することになる。

第一に、本講習を希望した理由については、「自分自身図画工作が苦手だから」とか「図画工作の指導に自信がないから」「図工の指導が苦手だから」、「図工が得意でないから」などという苦手意識や不得意感の存在をその理由として書いた教師は、平成22年度2講習の全受講希望者50名の中で17名であった。

さらに教師自身の苦手意識のことは書かれていなくても、講義内容を見てそれが受講希望の理由となったと書いていた教師は、7名であった。このことは、意図的に更新講習の講義内容に明記したことで、図工に対して苦手意識や不得意感を抱いていた教師の受講を促す効果が発揮されたといえる。

小学校教師の事前アンケートから、図画工作の教育に際して、困難さを感じるような児童の姿も垣間見ることができる。その記述された具体例としては、「自分の思いを持ってなかったり、表現できなかつたりする児童への、より効果的な支援を学びたい。」「何をかいたらいいか、作ったらいいかわからないと悩む子どもの姿をみて、どのように導けばいいか悩んでいたから」・「なかなか絵がかけない、造形活動をしようとしないう子も楽しく活動するためには、どのように指導していったらよいか知りたい。」

このように、児童の造形表現の原動力となる思いや願いといった問題や発想や構想の問題といえることが、図画工作を担当する教師の目の前にある重要な問題や課題として捉えることができる。

第二に、事前アンケートの中で受講希望の理由だけでなく、「講習で触れて欲しい内容や質問及び今関心を持っていること」をも聞いている。その結果から、現在小学校現場の教師が講習に求めていることの一部を知ることができる。特に、更新講習は、自らが受講料を負担した上での研修であり、その要求度はかなり高いものと思われる。それは、日頃の教育実践上の問題点や課題をも反映しているものと感じた。

図画工作の指導に関するものでは、「児童の個性、思いを生かしながら、どの程度、どのような指導をすべきか分かっていない。」「子ども自身が納得できる指導するにはどうしたらいいか。」「児童の支援の仕方」「実践例と共に、具体的な指導方法を知りたい」「子どもに対する教師の言葉がけなどを教えてほしい。」「新学習指導要領になって指導の際に留意していかなければならないこと。」など、図画工作科について指導の難しさを教育実践の具体的な視点から訴えている。

また、指導とは別に児童の実態から課題を意識している教師もいることがわかる。「子どもたちは、苦手意識を持つ子が増えている。少しでも減らすにはどうしたらよいか。」「どうしても苦手意識を持ってしまう子があるので、苦手意識を作らせないための手段を教えてください。」などである。

具体的な図画工作の内容では、絵画指導に限定する面も顕著であった。「特に、絵画の具体的な指導法について学びたい。」「特に、絵画で人物の描き方を苦手としている子の支援のあり方を学びたい。」「一人ひとりへの絵画指導の対応や具体的な指導例などを参考にしたい。」「低学年の図画指導について」「絵画指導の際のポイントを教えてください。」「絵画で人物の描き方を苦手としている子の支援のあり方を学びたい。」

ここから、絵画指導における難しさを感じている教師が少なくないことがわかる。

児童の作品の見方について記述している教師も多かった。「子どもの作品の見方」「児童

の創作活動の見方や作品の評価の仕方について」「表現されたものをどう読み取り、受け止めればいいのか、受け手としての姿勢について」「教師が子どもの作品をどのような観点で見えていったら良いのかを知りたい。」などである。このことは、単に児童作品の見方だけではなく図画工作の評価のあり方とも大いに関連するだけに重要な問題であると考えられる。

## 7 教員免許状更新講習の要件 ー更新講習に求められるものー

教員免許状更新講習が、大学における教員養成の講義と大きく異なるのは、受講対象はあくまでも学校現場の先生方であるということ。さらに、10年から20年、30年という新任の教師とは異なる教職経験豊富なベテランの教師達ということである。それらのベテランの教師達にとって、意義ある講習にするためには、どのような内容とやり方が必要であるのか、大きな課題であると考えられる。そこで、免許更新講習においては、次の要件が不可欠であると考え講習内容に取り入れた。

第1の要件としては、10年・20年・30年という豊かな教職経験について、この講習の機会に自分自身の教育実践を冷静にふり返ってもらう場にあることである。ふり返りながら教育実践上の課題や問題と感じている部分について明らかにすることがまず何より必要であると考えた。

そこでは、課題や問題点のようなマイナスの面の振り返りだけでなく、逆に子どもたちの素晴らしい行動や姿などのプラスの要素面についても思い出してもらうことが重要であると考えられる。それは、教職経験の陽の部分にも光を当ててもらうことで、教育について悩みや不安を感じていることに自信と共に一筋の光を投げかけることになるかもしれないと考えたからである。そのための具体的な方策として、アンケート調査の形式をとりながら自らの教育実践を振り返る機会を設けた。その後、数名に発表してもらいながら、受講者全員で考察する機会を設定した。

第2の要件としては、教職経験をふり返る中で再確認できた教育実践上の問題点や課題をこの講習の機会に、少しでも減少させたり解決したりすることである。特に、教職経験が10年目の教師にとってこれが必要であると考えられる。それは、初任からあるていどの教職年数を経ることによって、自分自身の教育実践スタイルも確立されてきており、自分自身の課題や問題点も見えてくる頃だと考えるからである。新しい知識や技能を得るための教員研修のあり方もあり得るが、教育現場での問題や課題については、今回の免許更新講習のような特別な機会こそ対応していきたい。そうでないと、多忙な学校教育現場では、問題と課題を意識していても解決されることなく、日々の教育の営みの中に埋没することになるからである。

この第2の要件に対応した具体的な方策としては、簡単な題材研究の実習を導入して実際の授業を想定しながら、どのように児童に題材を提案するのか体験を通して考え理解してもらうことにした。さらに、図画工作の教育実践のビデオを通して、課題や問題について共通に考えてもらう機会を設けた。また事前アンケートの中で書かれていた問題点や課題も極力取り上げることにした。

第3の要件としては、今回の講習を境にして、これ以降の教育実践のあり方を実質的に改善し教育的な効果が出せるような研修にすることである。それに対応した具体的な方策



として、講習最終の試験課題において、2学期以降の自分自身の教育実践をどのように改善するのか、自分自身への強い約束（マニフェスト）として明確に明文化してもらうことにした。単なる形式的な研修で終わらせないためにも、この第3の要件は、教員免許状更新講習において、とても重要であると考えた。

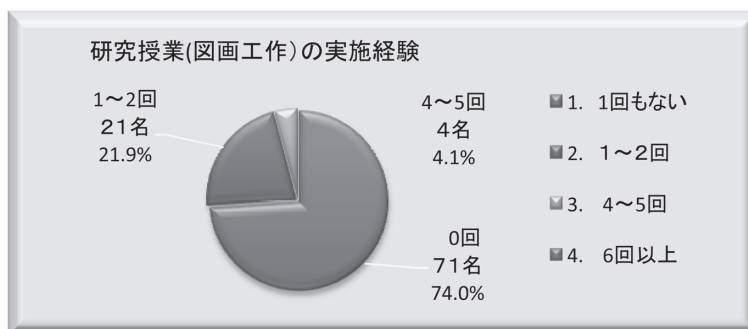
## 8 図画工作の研究授業を実施した経験について

講習内容の第1の要件である自分自身の教職経験をアンケート調査形式によって振り返ってもらった。その中で特に着目したのが、研究授業の経験である。

学校現場の教師にとって、自分自身の教育実践の指導力を高め向上させる最も有効な機会の一つとして研究授業の経験がある。研究授業のスタイルや規模も校内研究会レベルの小さなものから巡回指導レベル、果ては、広く一般に公開する研究協議会や研究大会レベルにまで各種存在する。今回4回の免許更新講習を受講された小学校教師も10年前後から30年前後までの豊かな教職歴があるので、当然研究授業の実施経験も豊富である。例えば、30年以上の教職歴のある教師は、100回以上あると記述した者もいた。実施経験が少ない方でも6年教職歴で5回であった。以上のように、研究授業の実施経験数は、ほぼ教職歴に比例して年間1回から3回程度の研究授業を様々な教科で実際に経験している実態を確認することができた。その実施された教科は、国語・算数・理科・社会などの一般的な教科ばかりではなく、他には総合的な学習の時間や道徳などの研究授業を実際に行っていたのである。

それでは、本論において研究対象である図画工作科の研究授業についての実施経験はどうであったのであろうか。そこには、上記の教科と比べて大きな相違が明らかになった。

研究授業（図画工作）の実施経験		
実施回数	対象者数	受講者比率
0回	71名	74.0%
1～2回	21名	21.9%
4～5回	4名	4.1%
6回以上	0名	0%
	96名	100%



【グラフ2 研究授業（図画工作）の実施経験】

教職歴の中で1回も図画工作の研究授業を実施したことがない教師は71名で、講習受講者全体の74.0%に及ぶ。中には、30年以上の教職歴で35回から100回以上もの様々な教科での研究授業の実施経験がありながら、当の図画工作については、0回という教師も少なくなかったのである。そして、なんとか1回から2回は行ったことのある教師は、21名の21.9%であった。それらを合わせると、4回の更新講習受講者全体の95.9%が、0回または1～2回という経験度であった。また、4～5回はあった教師は4名いたが、6回以上は、4回の講習96名の受講者の中では、一人もいなかったのである。

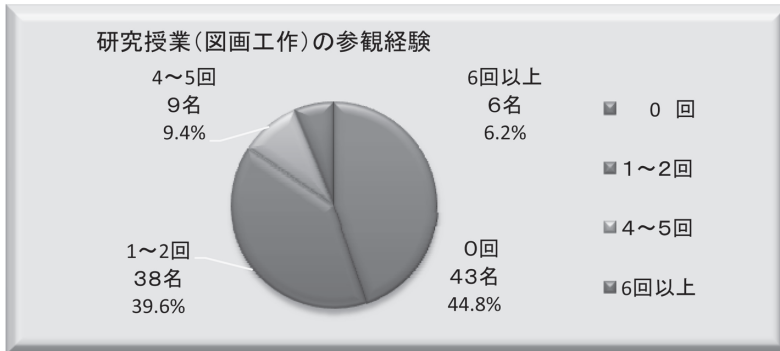
結果的には、今回の免許更新講習を受講したほとんどの小学校教師が、国語・算数・総合的な学習などの他の教科の研究授業の経験はあっても、図画工作の研究授業は、したことがなかったのである。これは教職経験年数の長さ比べて、いかに図画工作の研究授業の経験が限りなく少なかったかということを判明させている。

## 9 図画工作の研究授業を参観した経験について

教育実践力を改善し向上させるためには、研究授業を実際に行いそれを検証することの効果はとても高い。しかしながら、それだけではなく他の教師が行う研究授業を参観し、授業後の話し合いに参加することでも大きな研修効果を期待することができる。そこでは授業を参観し、授業後の討議で直接授業者自身から授業のねらいと工夫し配慮した点を聞くことができる。さらに、どうすればさらにより良い授業にすることができたのか、授業者と参観者が共に研究協議し考察することで、授業者だけでなく参観者たちも自分自身の教育実践力を高めることができるのである。

そこで、同じように図画工作の研究授業の参観と授業後の話し合いに参加の経験数についての調査をした。毎年附属小学校で実施されている公開研究会では、全教科の授業が基本的に公開されている。校舎内の廊下を歩いているだけで、必然的に多くの教科の授業を垣間見ることができる。ここでは、そのような短時間で授業を覗いた程度は参観とは見なさず、授業を参観しその後の研究協議に参加した経験を調べることにした。その結果が、次に示す表とグラフ3である。

研究授業（図画工作）の参観経験		
実施回数	対象者数	受講者比率
0回	43名	44.8%
1～2回	38名	39.6%
4～5回	9名	9.4%
6回以上	6名	6.2%
	96名	100%



【グラフ3 研究授業（図画工作）の参観回数】

講習を受講した小学校教師の経験については、図画工作の研究授業に参加し、授業後の話し合いに参加した経験については、今まで1回もない教師が43名であった。それは、受講者全体の44.8%に当たる。1回から2回あった教師は、38名で39.6%であった。それらを合わせると全体の84.4%にあたる教師が、図工の研究授業に参加した経験が、ほとんどなかったといえる。

このように、10年、20年、30年もの豊富な教職経験がありながらも、図画工作の研究授業を実際に実施したことはなく、さらに図画工作の授業を参観しその討議に参加した経験さえもなかった教師が半数近くもいたことは、大きな驚きであった。

授業研究の有用性については、無藤 隆は次のように述べる。

「文献や実証研究だけでは得られない貴重な機会となる。また授業者として努力するだけでは得られない視野の広がりが可能となる。」<sup>3</sup>

それだけ貴重な経験である研究授業の参観が、今回の免許更新講習を受講した小学校教師には何故なかったのか。平成22年度の講習においては、その理由についてもアンケート調査してみた。

20名以上の教師が理由に挙げているのが、「今までその機会がなかったから」として、具体的には「校内研究会では教科（図画工作以外）が決まっているから」、「校内研究会の教科で図工がないから」というものだった。また、「自分で教科を選ぶにしても時数が多い国語・算数を選ぶから」というものや「自分の専門や得意教科が他の教科（図画工作以外）だから」と理由を書いている。

しかしながら、教師自身の教育実践をより良くするような教員の意識改革を行うためには、研究授業を参観し、いい教育実践に深く親しむことの有用性を奈須正裕が、次のように強調している。

「すでに意識が改革されたいい実践に深く親しみ、それをからだで理解し、さらに自分の学校の学校で実現しようとするのが、意識改革に至る唯一にして最短の道のりなのである。」<sup>4</sup>

さらに、研究授業の経験について重視することには、大きな意味がある。それは、研究授業を参観し研究討議に参加することで、研究視点で授業を客観的に見ることができること。さらに自分自身の教育実践と照らし合わせることが可能となる大きな意義と有効性が

ある。つまり、改めて自分自身の教育実践を見直し検討し、教育実践を改善するための意識改革をするための研修としての有効な機会であるからである。

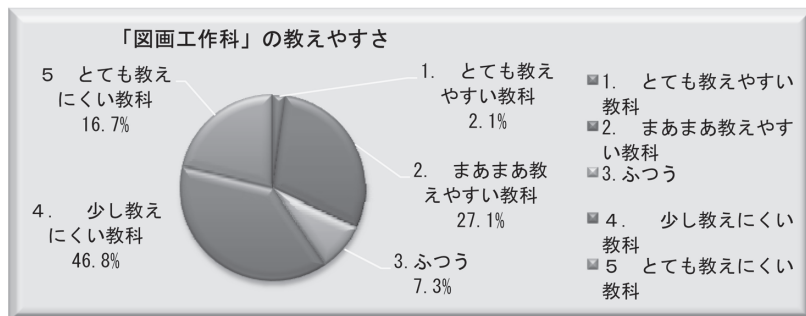
それ故に、単純にその機会がなかったからという理由は、納得できるものではない。校内研究会の機会がなかったとしても、毎年行われる附属小学校の公開研究会は、基本的に全教科が公開され、その授業後の話し合いが設定されているからである。研究授業を実施する機会はなくとも参観する機会がなかったとは言えないからである。

## 10 教科「図画工作」についての教えやすさについて

以上のように、小学校教師の研究授業に関する経験については、教職歴に比例して多くの研究授業の実施や参観の経験がありながら、当の図画工作の教科については、限りなく少なかったという現実があった。それは、図画工作という教科が、わざわざ研究授業を実施したり参観し協議するまでもなく、課題や問題の少ない教えやすい教科であるからであろうか。果たして実際はどうか考察してみた。

小学校学校現場の教師達は、小学校全科教員免許状を有し担当する学級の多くの教科を指導している現状がある。教員養成段階での該当する専門教科については、おそらく教えやすい教科の一つとなっていることは予想できる。それでは、「図画工作」についてはどうか、教育実践の振り返りアンケート調査から分析してみたい。次の表とグラフ4が、4回の免許更新講習を受講した教師の結果である。

教師の「図画工作」に対する教えやすさについて		
教えやすさ	対象者数	受講者比率
とても教えやすい教科である	2名	2.1%
まあまあ教えやすい教科である	26名	27.1%
とくになくごく普通である	7名	7.3%
少し教えるにくい教科である	45名	46.8%
とても教えるにくい教科である	16名	16.7%
	96名	100%



【グラフ4 図画工作科の教えやすさについて】

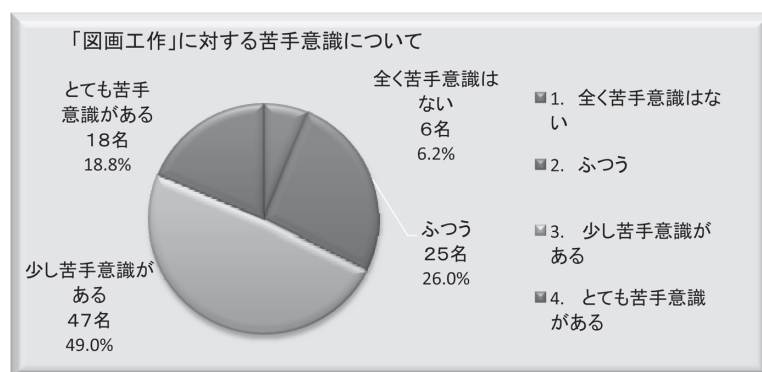
以下のように、図画工作が、とても教えやすいと応えた教師は2名で、まあまあ教えやすい教科であると応えた教師は、26名で、とくになくごく普通の教科であると応えた教師は、7名であった。逆に、少し教えにくい教科であると応えた教師は、45名で、とても教えにくいと応えた教師は、16名であった。以上のように少なからず教えにくさを感じている教師は、61名で、全体の63.5%であった。

以上のことから、教職経験の中で図画工作の研究授業の実施や参観の経験が限りなく少ない現状があったが、それは決して、図画工作は教えやすく問題や課題のない教科だからではなく、さらに研究授業の実施やその参観の必要のない教科でもないことが明らかになった。

## 11 図画工作に対する教師の苦手意識について

それでは、小学校の教師自身は、「図画工作」そのものや「図画工作の指導」に対して、どのような意識を持っているのかについてもアンケート調査を実施した。次の表とグラフ5がその結果である。

苦手意識について	対象者数	受講者比率
全く苦手意識はない	6名	6.2%
ふつう	25名	26.0%
少し苦手意識がある	47名	49.0%
とても苦手意識がある	18名	18.8%
	96名	100%



【グラフ5 図画工作の苦手意識について】

2年間4回の免許更新講習において、受講した小学校教師の中で、図画工作に対してとても苦手意識がある教師は、18名で受講者全体の18.8%であり、少し苦手意識のある教師は47名の49.0%であった。それらを合わせると4回の講習全体で67.8%の教師が、図画工作そのものや図画工作の指導に対して、大なり小なり苦手意識を抱いていることがわかった。これは、前述の図画工作科の教えにくさにも大いに反映していると考えられる。逆

に、全く苦手意識のない教師は、6名の6.2%であり、苦手意識もなくふつうだと思う教師は、25名の26.0%であった。

公開されていた講習概要の中で、図画工作やその指導に苦手意識を抱いている教師への受講を促していたので、苦手意識のある教師がある程度受講することは予想できたが、一部の教師を除き教職経験豊富なベテラン教師でも図画工作や図工の指導に対して苦手意識を抱きながら、日々図画工作の授業を担当している教師の存在が、かなり多いことが、改めて再確認することができた。

このことは、確認するまでもなくある程度予測できた自明の事実かもしれない。それは、図画工作に限らず、他教科でも教師にとって得手・不得手があり、教科によっては多少なりとも苦手意識を抱くことも十分考えられるからである。しかしながら、今までの造形美術教育の研究協議会や学会・研究授業などにおいては、それらの教師達の参加や発表などの機会や存在はなく、図工・美術に苦手意識を抱いている教師の問題さえも話題にされることもなかったのではなからうか。

今回、免許更新講習で苦手意識を抱いている教師の受講を促すような講習内容としたことで、初めて本来図画工作は敬遠されて受講すらされないそれらの教師を対象にすることができたのである。実際の小学校教師におけるその存在の割合については完全には把握することは不可能であるが、少なくとも4回の免許更新講習を受講された教師との交流の中で、その割合がかなり多いことを痛感した。

さらに、その苦手意識を抱かせている理由を考察すると、それ事態が、現在の小学校における図画工作教育が抱える大きな問題を反映させていると推測する。

## 12 図画工作の苦手意識を形成する理由と原因

それでは、なぜ教師は図画工作に対して苦手意識を抱くことになるのか、その原因と理由とを追及する必要があると考えた。そこで受講者には、どのような理由や経験から図画工作に対する苦手意識を抱くようになったのか、その原因と理由を振り返りのアンケートにて調査した。

するとそのアンケートにおいて、「自分自身、絵をうまく描けないから」「自分自身、図工が得意でなかったから」と理由を書いた教師が13名で一番多かった。ここから、苦手意識を抱いている教師には、上手く上手に絵を描かなければならないという図画工作のイメージ、言い換えればある特定の規範・価値感が背景にあることがわかる。

結果的には、これらの教師の図画工作教育においては、上手く上手に作品を作り描くこと。それを目指して児童に教えなければならぬという図画工作の教育観・評価観が存在してしまうことになる。それを裏付けるかのように、「どういう指導をすれば良いのか、どうすれば上手にできるのか、わからないまま指導しているから」と苦手意識のある理由を書いている教師もいた。ここに、無意識の内に上手な作品作りを目指している教師の教育観が反映されてしまっている。

「子供が技法面で人より上手になったというだけでかれを励ますと、われわれは技法を重視しているという印象を与えるであろう。これらのことはみな、初等学校における美術教育の最も重要な意義－子供の成長を助長させること－を無視していることになる。」<sup>5</sup>

さらに、何人かの教師の理由の中には、「苦手な子どもにどのように指導してよいか悩むから」という記述もあった。これらの教師の前には、苦手な児童の存在も歴然として浮かび上がってくるのである。

このことは、教師の抱えている図画工作の教育観での指導によって、無意識の内に教師と同じように図画工作に対して苦手意識を持った児童を生み出しているかもしれないのである。これは、単に教師の抱く苦手意識の有無を越えて、図画工作教育の質に関わる改善すべき重要な課題と考えている。

「学習指導要領で教科の目標を明示しているにもかかわらず、未だに造形教育の目標は『うまく上手に作品を描かせつくらせる』ことだと認識している根強い傾向が存在している。そのような環境では目指すべき本当の表現行為は生まれず、多くの苦手意識や図工嫌いの児童を生み出してしまう結果となっている。これは造形美術教育における大きな問題と考える。」<sup>6</sup>

逆に、全く苦手意識がないと応えた教師は、その理由を「表現することが楽しいから。夢中になれるから。(出来不出来は別にして)」と書いている。これらの教師は、上記の苦手意識のある教師達とは大きく異なり、作品の出来・不出来つまり上手下手には関係なく、それらを越えて本来の造形表現の夢中になれる楽しさを理解し実感していることがわかる。

以上のことから、苦手意識を形成するその背景には、図画工作や図画工作の教育に関する強いイメージとも言えるある規範や価値意識の存在があること。その規範や価値意識というのは、図画工作では、上手く上手に作品を描き作らなければならないというものである。それは、子どもだけでなく指導者側にも強力に働いていることである。つまりその規範や価値意識は、教師自身の教育観や評価観を形成することになっている。

これがとても重要な事は、その規範や価値観は教育のあり方だけではなく、無意識の内には児童に影響を与え学習空間の質やクラスの雰囲気をも形成しており、教師と同じ苦手意識を児童に植え続けている危険性を大いに孕んでいる事である。

今回の免許更新講習においては、本当の図画工作教育の授業つまり苦手をつくらない教育を考察する時に、単なる題材提供や知識・技能の講習ではなく、この部分の重要性を強調することになった。

### 13 おわりに

今回、著者が担当した免許更新講習を受講した小学校教師たちの中には、図画工作や図画工作の指導に対して少なからず苦手意識を自覚し、それを少しでも解消させ払拭させたいという前向きな強い願いを持って参加されていた。これらの教師は、ある意味教育実践を改善できる大きな可能性を持った存在である。

図画工作教育における大きな問題点とは、彼らのように苦手意識を持っている小学校教師の存在そのものではない。最も深刻で重要な問題であると考えるのは、図画工作に対して苦手意識もその逆に得意意識もなく、教育実践の課題や問題も自覚せずに日々図画工作を担当して、無意識の内に子ども達に図画工作に対する苦手意識を植え付けていたり、図工嫌いの児童を生産し続けている教師の存在かもしれない。

時に、近年では『学力低下問題』や全国学力調査の実施によって、否応なしに教師はそ

れに傾倒せざるを得ない状況となっている。我が国の小学校教師のように、基本的に全科免許で学級担任となっている場合には、教えるべき全ての教科の中に図画工作も入っているのである。前述の傾向の流れの中では、無意識の内に教科に対する取り組みの度合いに軽重の差が生じることも十分推測できるのである。

いかに、それらの教師に算数や国語などの他の教科と同様に、図画工作教育の重要性とその意義を意識化させ、教育実践をより良いものに改善していくのか、これからの重要な課題であると考ええる。

平成21年度から本実施された教員免許状更新講習によって、あらためて小学校において日々図画工作を教えている教師の意識とその実態についてその一面を把握することができた。そこから、我が国の小学校における図画工作科教育に関する課題と問題点をも明らかにすることができたのである。それは、図画工作や図画工作科の指導に対して、少なからず苦手意識を持ちながら日々教育実践を重ねている多くの教師の存在と、その意識を持ちながらも長年にわたり、図画工作の研究授業を実施したり、あるいは研究授業を参観しその後の研究協議に参加することで、自分自身の教育実践を改善したり研修する機会も限りなく少ないという現実である。

また、それらの多くの教師は、図画工作は、うまく上手に作品を完成させなければならぬという狭い教育観・指導観を抱いているということ。そして当然のことながら、その教育の目指すところは、うまく上手な作品の完成となる。このような図画工作の教育観・評価観の中では、うまく上手な作品を作り上げる児童が高く評価され、それ以外の児童には、がんばりや努力とは無関係に評価が低くなってしまふのである。その学習環境の中では、教師と同じような図画工作への苦手意識を児童に植え付けることになり、最悪の場合には、図工嫌いな児童を生み出すことになってしまうのである。

これは、著者が更新講習を担当した山形県という一東北エリアの特定の学校教育現場の実態ということではないと考える。おそらく全国の都道府県、すべての学校教育現場で、大なり小なり存在する問題点と考える。我が国の小学校における図画工作科教育つまり造形教育を質的に向上するためには、この課題を解決し、問題点を少しでも減少させない限り、本当の改善にはならないものと考ええる。

平成21年10月には、文科省から教員免許更新制の今後の在り方についてという指針が公表された。そこでは、教員の資質向上のための教員免許制度の抜本的な見直し（教員養成課程の充実や専門免許状制度の導入を含む。）に着手し、必要な調査・検討を開始するとしている。このように教員免許状の更新を含めた研修制度の抜本的な見直しがされている中で、これからの方向としては、教員免許状更新制そのものの有無や存続というよりも、教員の指導力を質的に向上できるような実質的な教員養成のあり方と学校現場の先生方の教員研修に本当に有効なシステムが、一刻も早く実践的に研究されなければならないと考えるのである。



## 参考文献

- 秋田喜代美、キャサリン・ルイス編著、「授業の研究 教師の学習」、明石書店、2008  
石村卓也、「教職論 これから求められる教員の資質能力」、昭和堂、2010  
加藤幸次、「教員免許更新のための必修講習ガイドブック」、黎明書房、2009  
喜多明人・三浦孝啓編『「免許更新制」では教師は育たない 教師教育改革への提言』、岩波書店、2010  
鈴木正幸・加藤幸次・辻村哲夫、「教員免許更新制と評価・認定システム」、黎明書房、2008  
東京学芸大教員養成カリキュラム開発研究センター編、「教師教育改革のゆくえー現状・課題・提言ー」、創風社、2006  
教育科学研究会編、「教師教育研究の実践と課題」、長門出版社、1993  
国民教育文化総合研究所編「教育と文化 54」、教育総研、2009  
奈須正裕、「学校を変える教師の発想と実践」、金子書房、2002  
降旗 孝、藤澤英昭・水島尚喜編「図画工作・美術教育研究」第三版、教育出版、2010  
降旗 孝、新井哲夫・天形健・山口喜雄編著「小学校 図画工作科の指導」、建帛社、2010
- 

## 引用文献

- <sup>1</sup> 山崎準二、「教員研修をめぐる現状と課題」、東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター編、『教師教育改革のゆくえー現状・課題・提言ー』、創風社、2006、p.166
- <sup>2</sup> 文部科学省、平成22年度教員免許状更新講習認定一覧より
- <sup>3</sup> 武藤隆、「教師の学びの新しい可能性」、秋田喜代美、キャサリン・ルイス編著、『授業の研究 教師の学習』、明石書店、2008、p.211
- <sup>4</sup> 奈須正裕、「学校を変える教師の発想と実践」、金子書房、2002、p.185
- <sup>5</sup> Viktor Lowenfeld, “CREATIVE AND MENTAL GROWTH”、V・ローウェンフェルド、「美術による人間形成 創造的発達と精神的成長」、竹内清・堀ノ内敏・武井勝雄訳、黎明書房、1963、p.78
- <sup>6</sup> 拙稿、「学習指導要領における造形教育」、藤澤英昭・水島尚喜編『図画工作・美術教育研究』第三版、教育出版、2010、p.66

## Summary

FURIHATA Takashi :  
Teacher Awareness of the Gap between Intended Lesson Objective  
and Actual Situation of Teachers Teaching Arts and Crafts in  
Elementary Schools  
— Observations from Teacher's License Renewal Class in Yamagata —

This study attempts to clarify the type of teacher awareness and the current situation in Arts and Crafts education in elementary schools in Japan today. Through analysis of these two factors -- teacher awareness and actual learning environment they create -- this paper ultimately seeks to identify relevant problems and issues based on data obtained from Teacher's License Renewal Classes required in Yamagata in 2009 and 2010.

In Japan, Arts and Craft classes are generally taught by classroom teachers holding elementary school teaching licenses, and who are responsible for teaching their own class of students in all subjects. This situation results in a significant gap in background and training between elementary school teachers, who teach all subjects, and secondary school teachers, who teach subject-specific classes such as Arts and Crafts. Further, compared to secondary school teachers, elementary school teachers are afforded relatively fewer opportunities to give demonstration lessons that are open to observation and feedback. Thus, they also have fewer opportunities to observe and learn from other colleagues' Art and Crafts lessons.

Even teachers who have had much experience in teacher Arts and Crafts at the elementary school level for many years report feelings of inadequacy at teaching the subject. In addition, such teachers tend to have stereotypical notions and fixed assumptions in their view of and approach to Arts and Crafts education, which may prove to be a major obstacle in successfully transmitting a positive impression of Arts and Crafts to their students.